

機械器具 35 医療用はさみ
一般医療機器 はさみ JMDNコード：35325001

販売名： チタン マイクロシザー

【形状、構造及び原理等】

〈外観図〉

図－1



〈基本構成、仕様等〉

- ①本品は、医療用はさみである。
- ②本品の形状は、図－1 のとおりである。
- ③本品の材質は、チタン合金である。

【使用目的又は効果】

- ①本品は、マイクロ医療用はさみとして使用する。
- ②本品は、手術時の組織、布、縫合糸等の切断に用いる。

【使用方法等】

本品は回転軸のある 2 枚の刃からなり、刃と連結している把手部を握って力を入れ、切断する材料等を挟みながら 2 枚の刃を閉じることにより操作する。

〈使用方法等に関連する使用上の注意〉

- ・歯科治療以外の目的で使用しないこと。また、使用時に必要以上の力を加えないこと〔折損・曲がりなどの原因になり得る〕。

【使用上の注意】

〈重要な基本的注意〉

- ①使用前、患者ごとに洗浄・滅菌（【保守点検に係る事項】参照）を行うこと。
- ②使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等を速やかに除去し、感染防止のために洗浄・消毒すること。
- ③本品は、歯科医療有資格者以外は使用しない事。
- ④本品は精密機器につき、粗雑な取扱いをしない事〔器具の寿命を著しく低下させる恐れがある〕。
- ⑤本製品の使用によりアレルギー反応が現れた場合は、使用を中止すること。
- ⑥本品の先端は鋭利であるので、取り扱いに注意する事。
- ⑦患者口腔内で使用する場合、必要であれば開口器等を用いて開口状態を保持すること。

【保管方法及び有効期間等】

- ①腐食や汚染を防ぐために洗浄後必ず乾燥させること。また、保管中は水分が付着しないよう注意すること。
- ②錆びのある器具と一緒に保管しないこと。また、化学薬品と一緒に保管、収納しないこと。
- ③本品は、歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。
- ④清潔な乾燥した、汚れの付着しない場所に保管すること。

【保守・点検に係る事項】

- ①洗浄・滅菌の際は以下の事項に留意すること。
 - ・洗浄には歯科用防錆洗浄剤を使用すること。
 - ・薬液消毒を行う時は、薬剤の添付文書に記載された使用上の注意を守り、使用説明書に従って使用すること。薬剤の種類によっては、金属素材に影響を及ぼすことがあるので、使用する洗浄剤の金属に対する腐食性に注意すること。
 - ・洗浄、消毒、滅菌には精製水を使用すること。水道水を使用すると、塩素イオンの影響で金属腐食を起こすことがある。

- ・加熱滅菌器（オートクレーブ滅菌器など）の乾燥温度に注意すること。高温での乾燥により、器質が変質または変色することがある（オートクレーブの条件は、温度121℃・時間20分が好ましい）。
- ・腐食（錆び）の原因となるので、洗浄の際、磨き粉や金属ウール・金ブラシを使用しないこと。
- ・洗浄装置で洗浄するときには、器具同士が接触して損傷することがないように注意すること。また、水位や洗浄剤の濃度、温度に関しては洗浄装置の取扱説明書に従うこと。

②使用前・使用後には以下の点検を行うこと。

- ・接合部や先端部に錆びや剥離等がないこと。
- ・その他、損傷、摩耗、腐食、汚れ、又は機能していない部位がないこと。

上記に異常が見られた場合は、使用を中止する事。

***【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】**

①製造販売業者 株式会社東京歯材社

②電 話 03-3823-7501

③製造業者 Microsurgical Instruments Co., Ltd.
マイクロサージカル社（国名：ロシア）